

大綱6 生活環境の充実の施策

大項目1. 環境の保全・創造

まちの 現況

近年、地球の平均気温の上昇による海面の上昇や砂漠化の進行など、様々な環境問題が深刻化し、人間の社会経済活動は、天然資源の枯渇や廃棄物の処理問題、*土壌汚染などの新たな問題を噴出させています。

国内の二酸化炭素の排出量は一貫して増加傾向にあり、環境問題はより一層深刻さを増してきています。そのため、持続可能な社会を形成していくうえでも身近なところから環境に配慮することが求められています。

本町では、平成15年に松伏町地球温暖化防止計画を策定し、町の事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量削減に努めています。また、地球温暖化の防止を始めとした環境問題には、町民の意識向上が求められることから、環境問題をテーマにした出前講座やエコライフDAYによるエコライフチェックの参加啓発を行っています。

今後の 課題

環境保全意識の啓発

行政・町民・事業者が一体となった取り組み

監視体制の強化

基本的な 方針

大気温暖化といった地球規模の環境問題に対応するため、地球温暖化防止を推進するとともに、環境基本計画を策定し、行政・町民・事業者が一体となった具体的かつ積極的な取り組みを進めます。

環境汚染を防止するため、環境保全意識を啓発するとともに、監視体制を強化します。

活動 目標

行政と町民がともに環境問題に取り組むために。

行政の温室効果
ガスの排出量

平成21年度比 5%削減

*土壌汚染：土壌中に重金属、有機溶剤、農薬、油などの物質が、自然環境や人の健康・生活へ影響がある程度に含まれている状態。

*地球温暖化：大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、太陽から地球に注ぐ熱が再び宇宙へ放射するのを妨げられ、大気圏にたまっていくことにより気温の上昇が進む現象。

わんわんパト
ロール隊員数

35人

5年間

60人

施策 目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

環境問題へ
の取り組み

2. 78pt

5年間

3. 63pt

基本 計画

（１）環境にやさしい生活スタイルの構築

①環境基本計画の策定

地球規模に拡大する環境問題に対応するため、本町の環境行政の指針となる環境基本計画を策定し、行政・町民・事業者が一体となった取り組みを推進します。

②省エネルギー・省資源対策の推進

冷暖房の適正な温度設定などによる電気・水・紙の節約などの省エネルギー・省資源対策について、行政が率先することで、町民や事業者の取り組みを促進します。

③環境保全に対する意識の啓発

環境保全意識の向上を図るため、町民による環境保全活動の促進や環境保全に関する積極的な情報提供、生涯学習を通じた環境に関する学習機会を提供するとともに、公共交通や自転車の利用を奨励します。

（２）良好な環境の保全・創造

①不法投棄対策の推進

不法投棄対策として関係機関と連携し、パトロールの強化など、不法に投棄されにくい環境の構築に努めます。

②都市型公害対策の推進

近隣の騒音などの都市型公害のトラブル防止や*愛がん動物飼育マナーの啓発など、ともに快適な生活を送ることができるよう、意識啓発を推進します。

（３）環境汚染の防止

①公害防止体制の充実

公害を未然に防止するため、関係機関と連携を図りながら、事業所に対して立入検査や指導を行うとともに、町民の意識啓発を図ります。

行政が*アイドリング・ストップなどについて率先することで、町民や事業者の取り組みを促進します。また、野外焼却については、監視強化と防止対策を推進します。

②環境調査の実施

健康に大きな影響を及ぼす有害物質などについては、関係機関と連携して、大気測定や河川の水質検査を実施します。

*愛がん動物：猫や犬など、愛がんする目的で飼う動物。ペット。

*アイドリング・ストップ：大気汚染や温暖化の防止のため、駐車時に自動車のエンジンを止めること。

大綱6 生活環境の充実の施策

大項目2. 総合的なごみ処理の推進

まちの 現況

人口増加や生活スタイルの変化などにより、ゴミの排出量は増加傾向にあります。

本町では、可燃ごみの排出抑制とリサイクルを推進するため、平成14年度から「3万人町民ごみ減量大作戦」を実施し、その結果、家庭系ごみ収集量は、近年は横ばいとなっています。また、分別収集の徹底によるごみの資源化や減量化に努めるとともに、リサイクルの推進のため、町民と協働で*フリーマーケットや不用品のあっせんを実施しています。

可燃ごみの処理は、*東埼玉資源環境組合による広域処理で実施していますが、*ダイオキシン対策のため、老朽化した第2工場を全面的に建て替え、ごみ処理対策の充実に努めています。

不燃ごみは、町の中間処理場で分別し、最終処分ごみの減量に努めています。

今後の 課題

リサイクルの推進

ごみ減量につながる仕組みづくり

基本的な 方針

ごみの減量化や資源化を図るため、行政・町民・事業者が一体となった取り組みを進めます。

ごみ処理体制については、リサイクルセンターの整備などにより、充実を図ります。

活動 目標

ごみの減量や資源の有効活用に取り組むために。

1人当たりの 1日の可燃ごみ 排出量	547g	5年間	500g
--------------------------	------	-----	------

1人当たりの 1日の不燃ごみ 排出量	15.85g	5年間	15.72g
--------------------------	--------	-----	--------

*フリーマーケット：flea market。のみの市。家庭で不用になった日用雑貨品、衣類などを持ち寄り販売する。

*東埼玉資源環境組合：越谷市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町で構成される一部事務組合。可燃ごみ及びし尿処理に関する事務を行っている。

*ダイオキシン：猛毒で、ごく微量でも発がん性、免疫毒性などがあるといわれている化学物質。化学製品の焼却によって発生することから、近年、人体に及ぼす影響が危惧されている。

資源（古紙・
布類）回収量

862t

5 年間

955t

資源（ビン・金
属・ペットボト
ル）回収量

392t

5 年間

434t

施策 目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（5段階）～

ごみの減量化や
再資源化に関す
る取り組み

2. 94pt

5 年間

3. 75pt

基本 計画

（1）ごみの減量化・再資源化の推進

①ごみの排出抑制

ごみの減量化を図るため、引き続き「3万人町民ごみ減量大作戦」を始めとした活動を推進し、分別収集・分別排出の徹底を図ります。また、生ごみの堆肥化を促進します。

②リサイクルによる資源の有効活用

行政や関係機関でのリサイクルの徹底を図るとともに、リサイクル製品の利用を推進します。

また、町民のリサイクル活動を促進するため、リサイクルへの意識啓発やリサイクル活動団体への支援、フリーマーケットなどの情報提供を図るとともに、事業者に対しても意識啓発などをおとしてリサイクル活動の促進を図ります。

③ごみ処理有料化の検討

ごみの減量化や再資源化を促進するため、家庭からの可燃ごみについて、処理に関わる費用の有料化を慎重に検討します。

（2）ごみ処理体制の充実

①リサイクルセンターの整備促進

ごみの再資源化を進め、埋立処分されるごみを減らすため、本町の規模に適した*中間処理施設としてリサイクルセンターの整備を推進します。

②最終処分場の確保

不燃ごみを適正に処理するため、*最終処分場の確保に努めます。

③ごみの広域処理体制の充実

可燃ごみを効率的に処理するため、*東埼玉資源環境組合による広域処理体制の充実を促進します。

*中間処理施設：排出されたごみからリサイクル可能な部分を分別することなどにより、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るための施設。

*最終処分場：再利用不可能なごみを最終的に埋立処分する場所。

●家庭系ごみ収集状況

資料：環境経済課

年度	収集世帯（世帯）	収集量（t）
平成 14	9,992	7,431
平成 15	10,276	7,211
平成 16	10,443	6,873
平成 17	10,602	6,967
平成 18	10,860	7,030

●し尿処理状況

資料：環境経済課

年度	収集人口（人）	し尿＋浄化槽汚泥（m ³ ）
平成 14	17,956	6,586
平成 15	17,358	6,952
平成 16	16,963	6,780
平成 17	16,519	6,628
平成 18	16,373	6,630



ペットボトル回収の様子

大綱6 生活環境の充実の施策

大項目3. 交通安全・防犯体制の充実

まちの 現況

町内には狭あい道路も多く、交通ルールを守らない車両の通行により、町内の交通事故はわずかながら増加傾向にあります。交通安全意識の向上のため、交通安全運動や各種交通安全教室の開催、危険箇所に対するカーブミラーなどの交通安全施設の整備・改善を図っています。

本町での犯罪発生率を見ると、県下で61位と低い状況となっています。しかしながら、全国的な犯罪発生率は上昇傾向をみせ、今まで想定し得なかった犯罪なども発生し、犯罪に対する関心は高まりつつあります。町民の防犯意識の啓発や町内の防犯パトロール、「子ども110番の家」などを実施するとともに、防犯施設の設置や交番の新設の要望を行っています。

今後の 課題

交通安全意識の向上

交通事故が発生しにくい環境づくり

防犯意識の向上

犯罪が発生しにくい地域社会づくり

基本的な 方針

交通事故を防止するため、安全運動や施設整備、交通規制による交通安全対策を進めます。

犯罪の発生を防止するため、職員や関係機関・団体の防犯パトロール強化を促進するとともに、死角のないまちづくりを推進します。

施策 目標

町民満足度の向上を図ります。

交通事故死
亡者数

毎年次

0人

基本計画

(1) 交通安全の推進

①交通安全の意識啓発

子どもから高齢者まですべての人に、交通安全運動・教育を推進し、意識の啓発を図るとともに、交通指導員の確保や交通安全関係団体の育成・支援を図ります。

また、町民の交通被害対策の意識啓発を行い、交通災害共済制度への加入を促進するとともに、関係機関と連携し交通事故に関する相談体制の充実に努めます。

(2) 道路交通環境の整備

①道路交通環境の充実

交通事故を未然に防止するため、狭あい道路の整備や交差点の改良といった道路環境の整備・改善を推進するとともに、カーブミラーや街路灯、防護柵などの交通安全施設の整備・改善を図ります。また、危険な場所への信号機の設置を関係機関に要望していきます。

②交通規制の検討

*通過交通を排除するため、生活道路の交通規制について検討します。なお、規制による交通利便性の低下という一面もあることから、地域住民とともに検討します。

(3) 防犯体制の充実

①防犯意識の啓発

防犯に関する知識の普及や意識の啓発を図るため、関係機関や関係団体と連携し、防犯教育や広報活動を行います。

②防犯運動の推進

防犯意識の向上のため、関係機関との連携強化を図るとともに、地域防犯推進委員による防犯パトロールの強化を促進します。また、子どもを犯罪から守るため、「子ども110番の家」の拡大を図ります。

③防犯設備の整備・充実

暗い場所や夜間に危険な場所など、犯罪が発生しやすい場所をなくすため、防犯灯などの整備・充実を図ります。

④関係機関への要請

町民の安全な生活を確保するため、関係機関に対して、警察官による町内パトロールの強化、交番や駐在所の新設を要望します。

⑤防犯機能の充実

犯罪が発生しやすい場所をなくすため、死角のないまちづくりを推進します。また、*民間交番の設置について検討します。

●交通事故発生状況

資料：総務課

年次	発生件数（件）	傷者数（人）	死者数（人）
平成 14 年	1 5 8	1 8 1	3
平成 15 年	1 8 0	2 3 5	0
平成 16 年	1 5 2	1 8 9	0
平成 17 年	1 7 1	2 0 1	1
平成 18 年	1 6 5	2 0 6	0

*通過交通：例えば町外を出発し、町内を通り、町外へ移動する自動車は、町内には移動の目的がなく、町内を通過するだけであることから、町を通過対象とした場合の通過交通となる。なお、通過対象となる地域の広さは、さまざまに使い分けられる。

*民間交番：民間人が駐在して地域の安全をパトロールする交番。

大綱6 生活環境の充実施策

大項目4. 消防・救急・防災体制の充実

まちの 現況

消防や救急救命の整備が進みつつある中、住宅の過密化による初期消火の遅れや医師不足による救急対応が難しい場合があり、その機能が十分発揮できない状況が発生しています。

本町では、*吉川松伏消防組合と連携し、消防や救急救命に関する啓発活動を行い、火災予防・防災知識の普及を図っています。

災害対策としては、食料の備蓄や地域での防災訓練、職員危機管理マニュアルを毎年更新し、災害発生に備えています。また、災害時要援護者世帯の状況把握や見守り体制の整備に努めています。さらに、避難場所である小中学校の耐震診断や補強、建替えを実施しています。

治水対策については、*高規格堤防の整備の検討や水防倉庫の設置、*洪水ハザードマップの作成、雨水幹線や排水設備の整備を行っています。

今後の 課題

消防及び救急救命の高規格化

総合的な危機管理体制の構築

地域コミュニティによる自助・共助体制づくり

基本的な 方針

町民が安心して暮らせるよう、消防機能の強化と防火意識の啓発に努めます。

主要公共施設でのAEDの設置や救急救命士などの設置による救急救命体制の充実を図ります。

災害時の初期対応のためのコミュニティや自主防災組織の育成、避難所の耐震補強の推進、都市型水害防止や排水施設の維持管理による水害対策を推進し、災害に強いまちづくりを行います。また、自治体間の相互支援体制の強化を推進します。

活動 目標

防災に対する意識が強いまちを形成するために。

防災行政無線子
局の改修整備率

34.6%



5年間

53.8%

*吉川松伏消防組合：吉川市と松伏町で構成される一部事務組合。消防や救急に関する事務を行っている。

*高規格堤防：現在の堤防から居住地域側に堤防の高さの約30倍（おおむね300m）にわたって盛土を行った幅の広い堤防のこと。スーパー堤防とも称する。

*洪水ハザードマップ：ハザードマップ（hazard map）とは、災害予測図のことで、地震、火山の噴火、津波といった自然災害の及ぶ範囲を予測した地図のこと。洪水ハザードマップは、洪水の被害予測図をいう。

施策目標

基本計画

自主防災組織
への加入率 25.1% 5年間 72.1%

公共施設（町内
建築物16件）
の耐震化 10件 5年間 16件

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（5段階）～

消防・救急・防
犯体制の充実 2.95pt 5年間 3.80pt

（１）消防体制の充実

①消防体制の強化

町民を火災から守るため、消防隊員や消防資機材、消防水利の充実を図るとともに、消防体制の広域化を推進します。また、消防団の再編や団員の確保、施設の整備、女性消防団の充実を図り、消防団活動の強化に努めます。

②火災予防知識の普及

広報活動、訓練、イベントなどをとおして、町民や事業所に対する火災予防知識の普及に努めます。

（２）救急体制の充実

①救急体制の充実

救急搬送体制の強化や*救急救命士の確保、町内外の医療機関との連携強化を図るとともに、町民に対する応急措置方法の普及を推進し、救命率の向上に努めます。

（３）防災体制の充実

①防災施設などの整備

災害に備えて、防災倉庫や防災行政無線の整備や食料・飲料水などの備蓄品の確保を推進します。

②危機管理体制の充実

非常時における職員の対応能力の向上のため、職員危機管理マニュアルの着実な運用や情報収集体制の強化、危機管理に関する調査研究に努めます。

③自主防災組織の育成

地域に密着した防災体制を構築するため、*自主防災組織の育成に努めます。

また、自主防災組織や*民生委員、関係機関との連携を密にし、地域内の一人暮らしの高齢者・障がい者の把握に努め、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築します。

*救急救命士：事故の被災者や急病人など重度の傷病者を医療機関に搬送するまでの間、医師の指示の下に救命の緊急措置を行うことができる者。

*自主防災組織：地域住民が災害から自分たちの地域は自分たちで守ろうとする連帯感と住民の隣人相互扶助の精神に基づく、自治会単位の住民による防災組織のこと。

④災害時における相互支援体制の充実

災害時の応急・復旧体制を強化するため、事業者から食料や物資の供給を受けることができるような仕組みや、近隣自治体との相互支援体制を構築します。

(4) 災害に強いまちづくりの推進

①防災意識の啓発

町民や事業所の防災意識の向上を図るため、広報や地震・洪水ハザードマップの全世帯配布によるPRや防災訓練などを充実します。

②建築物の耐震化の推進

町の防災機能を高めるため、建築物の耐震化を促進します。中でも防災拠点機能の強化を図るため、公共施設の耐震性の向上を計画的に推進します。

(5) 治水対策の推進

①河川整備の促進

大規模な水害の発生を防ぐため、国や県による河川改修と一体となった整備に取り組みます。また、土地利用とも深く関係する高規格堤防構想なども検討します。

②水防対策の充実

水害に強い都市づくりを進めるため、*地域防災計画の水害予防計画にもとづき、水防施設の整備を推進するとともに、洪水ハザードマップを活用し、町民の安全の確保に努めます。

③都市型水害の防止

*都市型水害を防止するため、公共下水道雨水幹線の整備や水路の改良、排水ポンプの設置などにより、内水対策を強化します。

*地域防災計画：災害対策基本法にもとづき、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、必要な事項を定めたものの。

*都市型水害：主に都市部において、降った雨の地下浸透や排出が間に合わないために発生する水害。都市化により地面の露出が減少し、雨水の地下浸透がしにくくなっていることも一因となっている。

●火災発生状況

資料：吉川松伏消防組合

年度	発生件数（件）	焼失面積(建物＋そのほか)(㎡)
平成 14	2 6	1, 0 6 7. 7
平成 15	1 4	4, 0 5 0. 1
平成 16	1 4	8 8 9. 8
平成 17	1 8	3, 1 9 6. 0
平成 18	1 6	4, 6 0 6. 9

●救急発生状況

資料：吉川松伏消防組合

年度	発生件数（件）
平成 14	6 8 3
平成 15	8 0 2
平成 16	8 2 4
平成 17	9 6 3
平成 18	9 3 7